

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄返還請求権全般

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 補償要求, 沖縄住民対米請求問題, 在京米国大使館 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696</a>

(2) 沖縄住民の請求内容に関する調査（訓令）（昭和46年1月7日）

○  
○  
○  
○

秘密表示(朱印)  
**秘**  
 無期限

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	2	3	
付			
戻			

発送日	昭和46年1月7日	検査	
処理日			
発信	タイプ		

文書課長 (110) 公 信 案 (分類)

公 信 番 号 米北1 第 2 号 公 信 日 付 昭和46年1月7日

大 臣 官 房 長  
 政 務 次 官  
 事 務 次 官  
 外 務 審 議 官  
 外 務 審 議 官  
 官 房 長

主 管  
 アメリカ局長  
 参 事 官  
 北米才一課長

起案者 電話番号  
 有 2466

起案 昭和46年1月6日

協 議 先  
 条約課長  
 法規課長

受 信 者 在 沖 縄 高 瀬 本 佐 苑 知 古 臣  
 発 信 者

写 送 付 先 在 米 大 球 (希 望 発 送 日) 月 日

件 名 沖 縄 住 民 の 請 求 内 題 に 関 する 調 査 (訓 令)

GA-2 7 外 務 省 回 覧 番 号

米北1 第 2 号  
 昭和46年1月7日

沖縄復帰準備委員会  
 日本国政府代表 殿

外 務 大 臣

(件名)  
 沖縄住民の請求内題に関する調査(訓令)

引用公・電信  
 日付・番号

沖縄返還協定交渉上及び国合計算  
 上必要な、沖縄住民の請求内題  
 に関する下記場外緊急調査の上、結果  
 逐次回報ありたい。

礼

※ 付属添付  付属空便(行)  付属空便(DP)  付属船便(貨)  付属船便(郵)

GA-2-1 外 務 省

事務局と協議済。

1. 講和前補償について

(1) 不測の足額金が支払われたこと、かかる公的方針により、沖縄住民に周知徹底されるか。

(2) 請求の受付開始及び締切りの時期。

(3) 申請の要領等を定めた資料のパンフレット等。

(4) 講和前補償の一例として支払われる被災地補償とは、具体的にどのような種類の損害に對する補償か。

那霸軍港海没地と同種のケースとして、米側が何等かの足額金を支払う意向があるか。

2. 入会補償について

沖縄に於いて「入会」は継承権利として、本以慣行として財産的価値があるものと看做されるか。入会の利益が米軍以外の者にとり算される場合、その財産的損失が補償される事例はあるか。

3. 漁業補償について

土地裁判所に保留中の17件の与えられぬ漁業権設定区域と米軍演習区域と重複しているか。

4. 海没地補償について

那霸軍港海没地の1万坪の海没の時期は、1950年9月10日より以後か。

本信等送付先 米

アメリカ局長

参事官  
参事官  
北米一課長

秘密標記 (赤色)

秘

参事官  
参事官

( ) 第 43 号

昭和 46 年 1 月 2 日

1月27日 条約のことも関係の上、

③ 漁業交渉 (漁業交渉区域と漁業区域の交渉) 交渉は、  
11月24日 新漁業交渉の交渉は、  
交渉は、交渉は、交渉は、

④ 那覇軍港海没 (報告の由等) 昨年  
鈴木 有地 報告の由等 報告の由等  
あり、地元の報告は、報告の由等  
2. 関係の資料は、報告の由等  
あり、報告の由等 報告の由等

1. つき及の報告 新田報告の由等  
あり、

Handwritten signature

(件名) 沖

引用公  
日付

標  
報

付印  
本信  
本信  
配付先

Handwritten notes on the left margin

Vertical stamps and markings on the left side

46. 1. 22

2010.1.7

11月25日付の貴局より、沖縄県民の調査結果について、

① 沖縄県民の調査結果について、

② 沖縄県民の調査結果について、

③ 沖縄県民の調査結果について、

12月22日付の貴局より、

調査結果について、

調査結果について、

調査結果について、

調査結果について、

調査結果について、

在 準備委代表事務  
高 瀬



(件名)  
沖縄住民の請求問題に関する調査(回答)

引用公・電信  
日付・番号 1月7日付量信米北1第2号

標記につき調査結果を下記のとおり  
報告する。

記

付添付  付函空便(行)  付函空便(DP)  付函船便(貨)  付函船便(郵)

本信送付先：  
本信写送付先：  
配付先：



## 1. 講和前補償について

(1) 及び見舞金が支払われたことは、1967年1月10日高等弁務官布令第60号「琉球人の講和前補償請求の支払について」により公表された。

なお同布令公布前において琉球政府が関係市町村に依頼し調査及び申請の受付を行なわしめていたか、琉球政府法務局担当者の説明によると申請受付は統一的方法はとられず、各市町村において区々に行なわれた由である。これの詳細については調査を継続中であるので判明次第報告する。

なお当時の琉球政府の通達文書は廃棄されている。

(2) 上記(1)の事情により琉球政府及び市町村が調査及び申請の受付を行なった期間は次のとおり。

a. 不法行為による損害(人的及び物的被害)

(a) 1955年12月琉球政府において調査開始。

(b) 1958年8月琉球政府が関係市町村に対し調査依頼

(c) 1959年3月より1959年6月30日まで申請書受理

b. 上記a以外の損失

(a) 1956年1月より1956年3月まで琉球政府の依頼により関係市町村が調査実施。

(6) 1958年11月から1959年3月まで用

調査及び申請書受付

(3) 上記1の事情により不明。詳細はなお調査中。

(4) 請求前補償の一環として行われた

滅失地補償は、嘉手納村において米軍

が飛行場建設のため土砂を採取した

ため土地が海没したものである。(9筆、

所有者9名、面積6,568坪、補償額

¥8,392,32)

2. 入会補償について

不明

入会に対して補償を行なった事例は

調査した限りでは存在しない。

3. 逸業補償について

海没地(2)の  
by 2000

係争中の17件のうち次の25件を

除き、これも逸業権設定区域と

練習区域は重複している。なお、17件

の請求原因(理由書)及び逸業権区域図

を参考までに添付する。

a. 渡嘉敷漁業協同組合請求事件(基地

建設による土砂流出を理由としている)

b. 玉城三郎外3名請求事件(船舶航

行区域に指定されたことを理由としている)

4. 海没地補償について

沖縄地区工兵隊不動産副部長サントスの

言によれば、那覇軍港海没地の工事時期は

1948年 ~~1968~~年から <sup>1950</sup> ~~1940~~年までであり、1950年

7月1日以前に海没している理由である。